



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（建築指導課） 1
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 27

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 28
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 29
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課） 29
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定（建築指導課） 30

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（教育庁教育DX推進課） 30

企業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 31
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 32

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院） 34

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・7件 34

規 則

沖縄県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第47号

沖縄県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（試掘等の許可）

第 2 条 法第6条第1項の規定により試掘等の許可を受けようとする者は、試掘等許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第6条第1項の規定により試掘等を許可したときは、試掘等許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（身分証明書）

第 3 条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の証明書は、様式第3号による。

（許可申請書等の添付書類）

第 4 条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 省令第7条第1項第5号に掲げる書類 設計者の資格に関する調書（様式第4号）
 - (2) 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に掲げる書類 権利者一覧表（様式第5号）及び同意書（様式第6号）
 - (3) 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に掲げる書類 周知措置報告書（様式第7号）
- 2 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 宅地造成等に関する工事の施行に係る地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図）の写し又は地図に準ずる図面（同条第4項に規定する図面をいう。）の写し
 - (2) 宅地造成等に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書
 - (3) 工事主の資力及び信用に関する申告書（様式第8号）
 - (4) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第9号）
 - (5) 排水施設を設置する場合は、排水施設の設計に係る書類
 - (6) 土地の求積図
 - (7) 擁壁を設置する場合は、擁壁の展開図
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 3 省令第58条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、前項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類とする。
- （宅地造成等に伴う災害のおそれがないと認められる工事）
- 第5条** 省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。
- （不許可の通知）
- 第6条** 法第14条第2項（法第16条第3項の規定において準用する場合を含む。）又は法第33条第2項（法第35条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定による通知は、不許可通知書（様式第10号）によるものとする。
- （工事の協議）
- 第7条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により知事と協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により知事と協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第12号）を提出しなければならない。
- （工事の協議の成立）
- 第8条** 知事は、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、協議成立通知書（様式第13号）により通知するものとする。
- （工事着手届出）
- 第9条** 法第12条第1項又は法第30条第1項の許可（法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議が成立した工事を含む。）を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。
- （工事中止等の届出）
- 第10条** 工事主は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可（法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議が成立した工事を含む。）を受けた工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・再開・廃止届出書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。
- （工事計画の変更許可）
- 第11条** 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとするときは、省令第37条第1項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとするときは、省令第37条第2項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 工事主は、特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとするときは、省令第67条第1項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照

した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 4 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとするときは、省令第67条第2項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微変更届)

- 第12条** 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による届出は、軽微変更届出書(様式第16号)を提出することにより行わなければならない。

(工事の変更協議)

- 第13条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により変更の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により変更の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

- 3 第8条の規定は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議の成立について準用する。

(申請の取下げ)

- 第14条** 法第12条第1項又は法第30条第1項の許可(法第16条第1項又は法第35条第1項の規定による変更許可を含む。)を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査)

- 第15条** 知事は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた工事(法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議が成立したものを含む。)の一部が完了し、工事主が当該工事の一部完了検査を申請した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該工事の一部完了検査をすることができる。

- (1) 当該工事に係る土地の分割が可能で、その各々が独立して使用に供しうるものであるとき。
(2) 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。

- 2 前項の申請は、省令第40条又は省令第70条の完了検査申請書に次に掲げる図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地の平面図(縮尺500分の1以上のもの)
(2) 施行状況を確認することが出来る写真
(3) その他知事が必要と認める書類

- 3 知事は、第1項の規定による検査の結果、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条第1項又は法第31条第1項の規定に適合していると認めたときは、省令第41条又は省令第71条の検査済証を交付するものとする。

(完了検査申請書の添付書類)

- 第16条** 省令第40条又は省令第70条の完了検査申請書には、前条第2項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

(定期の報告)

- 第17条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式第20号)によらなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事に係る法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第21号)によらなければならない。

(工事等の届出書の添付書類)

- 第18条** 省令第52条第1項及び省令第82条第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省令第52条第2項に規定する書類
(2) その他知事が必要と認める書類

- 2 省令第52条第3項及び第82条第2項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省令第52条第4項に規定する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

3 省令第55条又は省令第85条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 断面図

(4) 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐいその他の施設の位置及び詳細図

(5) その他知事が必要と認める書類

4 省令第56条又は省令第86条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) その他知事が必要と認める書類

(届出工事の変更届出)

第19条 法第21条第1項又は法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、あらかじめ宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書（様式第22号）を知事に提出しなければならない。

2 法第21条第3項又は法第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、あらかじめ擁壁等に関する届出工事の変更届出書（様式第23号）を知事に提出しなければならない。

(届出工事の完了届出)

第20条 法第21条第1項若しくは第3項、法第27条第1項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに届出工事の完了届出書（様式第24号）を知事に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第21条 省令第88条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、証明申請書（様式第25号）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出及び経由)

第22条 法及び省令並びにこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副各1通とし、知事に直接提出しなければならない。

2 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）第2条の表61の項及び62の項（(6)から(8)まで及び(14)から(16)までの事務を除く。）の規定により市町村（那覇市を除く。）が処理する事務に係る書類については、前項の規定にかかわらず、当該書類に係る土地の区域を所管する市町村長及び土木事務所長を経由して提出するものとする。ただし、沖縄市、宮古島市、金武町及び竹富町の区域に係る書類については、土木事務所長を経由して提出するものとする。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

試掘等許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
電話番号
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により試掘等の許可を申請します。

1 行為年月日

年

月

日

(午前 午後)

時から

		(午前 午後)	時まで
2 行為場所			
3 行為目的			
4 行為内容			

注 申請者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

沖縄県指令第 号

試掘等許可証

住所

氏名

（法人である場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

1 行為年月日	年 月 日	(午前 午後) 時から (午前 午後) 時まで
2 行為場所		
3 行為目的		
4 行為内容		

上記のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により試掘等を行うことを許可する。

年 月 日

沖縄県知事 印

様式第3号（第3条関係）（職員用）

（表）

第 号	立入り等をする職員の携帯する身分を示す証明書	↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓
職 名		
氏 名		
生年月日		
年 月 日交付		

写真

年 月 日限り有効

沖縄県知事 印

9センチメートル

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

様式第 3 号 (第 3 条関係) (受託者用)

(表)

身分証明書

写真

業務名 : _____
 役職 : _____
 氏名 : _____
 生年月日 : _____
 受注者名 : _____
 所在地 : _____

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

発行日 年 月 日

有効 自 年 月 日
 期限 至 年 月 日

沖縄県知事 印

9センチメートル

(裏)

- 1 公印・日付のないものは無効とする。
- 2 有効期限を経過したとき、又は業務委託契約が解除されたときは直ちに返還すること。

- 3 役職、氏名等に変更があったときは、速やかに記載事項の変更を受けること。
 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第6条（略）

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

様式第4号（第4条関係）

設計者の資格に関する調書

年 月 日

沖縄県知事 殿

設計者 住所
氏名
生年月日
電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法 第13条第2項 第31条第2項 に規定する設計者の資格については、次のとおり相違ありません。

資格該当条項等	概 要	○印欄	添付書類等
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号	大学等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験2年以上		卒業証明書 実務経験証明書
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第	3年課程短期大学卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験3年以上		卒業証明書 実務経験証明書

22条第 2 号			
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22条第 3 号	短期大学又は高等専門学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験 4 年以上		卒業証明書 実務経験証明書
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22条第 4 号	高等学校又は中等教育学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験 7 年以上		卒業証明書 実務経験証明書
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第 1 号	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第 1 号トに規定する講習を修了した者		宅地造成技術講習会修了証書
昭和37年建設省告示第1005号告示第 1 号	大学院又は専攻科等 1 年以上在学者（土木又は建築）で、土木又は建築技術経験 1 年以上		在学期間を証明する書類 実務経験証明書
昭和37年建設省告示第1005号告示第 2 号	技術士法第 2 次試験のうち以下の技術部門合格者 ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業農村工学」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） 旧技術士法第 2 次試験のうち以下の技術部門合格者 ・林業部門（選択科目「森林土木」） ・農業部門（選択科目「農業土木」）		技術士の資格証明書
昭和37年建設省告示第1005号告示第 3 号	1 級建築士		1 級建築士の資格証明書
昭和37年建設省告示第1005号告示第 4 号	その他国土交通大臣が認めた者		
実務経験	会社・団体名および所在地	職名	主な経験の内容
			期間 年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
注 1 該当する資格該当条項の○印欄に○を記すこと。 2 資格該当条項ごとに記載されている添付書類を添えること。 3 主な経験の内容の欄には、土木工事又は建築工事の設計、工事監理、施工管理等の技術に関する経験のみを記入すること。			

様式第 5 号（第 4 条関係）

権利者一覧表

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

権利者一覧表					
土地の所在地及び地番	権利者の氏名又は名称	面積（㎡）	権利者の種別	登録簿地目	摘要
計					

注 1 申請者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 権利の種別欄は、所有権、地上権、質権、賃借権若しくは使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を記入してください。

※質権は、当該土地を占有する不動産質権者に限る。

※その他の使用及び収益を目的とする権利とは、永小作権、地役権等をいう。

3 共有地等同一物件に権利者が 2 人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入してください。また、括弧書きで持ち分も記入してください。

様式第 6 号（第 4 条関係）

同意書

権利者 住所
氏名 印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第 2 項第 4 号又は第30条第 2 項第 4 号の規定に従い工事を行うことに同意します。

土地の所在地及び地番	面積（㎡）	権利の種別	摘要
計			

注 1 同意者に同意した者の本人確認資料として「印鑑証明書」によらない資料を添付した場合には押印を省略することができる。

2 権利者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者

の氏名を記入すること。

- 3 権利の種別欄は、所有権、地上権、質権、賃借権若しくは使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を記入すること。

※質権は、当該土地を占有する不動産質権者に限る。

※その他の使用及び収益を目的とする権利とは、永小作権、地役権等をいう。

- 4 共有地等同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入すること。また、括弧書きで持ち分も記入すること。

5 添付書類

- (1) 公図等の写し（工事区域を赤線で囲み明示すること。）
 (2) 土地の登記事項証明書
 (3) 同意者の印鑑登録証明書

様式第7号（第4条関係）

周知措置報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

報告者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条又は第29条の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり報告します。

工事が施行される土地の所在地及び地番	
周知措置の方法	☐ 工事内容の説明会の開催 ☐ 工事内容の書面の配布 ☐ 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周知期間（説明会開催日時）	年 月 日から 年 月 日まで （ 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで）
説明会会場・参加者数	説明会会場名称 説明会会場所在地 参加者数 人
配布範囲及び掲示場所	
住民からの意見等	

注1 報告者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 該当する□の中にレ点を付してください。

3 添付書類

- (1) 説明会を開催した場合
 ア 開催の周知範囲の位置図
 イ 開催案内及び結果資料（説明会資料等）
 (2) 書面を配布した場合
 ア 配布範囲の位置図
 イ 配布書面
 (3) 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合

ア 掲示場所の位置図
 イ 掲示状況の写真
 ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容が確認できる書類

様式第 8 号（第 4 条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名

次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度納税額	法人税又は所得税 法人事業税	千円 千円				
主たる取引金融機関						
工事監理者住所及び氏名						
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工・完了年月日
				m ²	第 年 月 日号	年 月 月着工 年 月 月完了
				m ²	第 年 月 日号	年 月 月着工 年 月 月完了
				m ²	第 年 月 日号	年 月 月着工 年 月 月完了
				m ²	第 年 月 日号	年 月 月着工 年 月 月完了
				m ²	第 年 月 日号	年 月 月着工 年 月 月完了

注 1 申請者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登

録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。

3 添付書類

- ・資金計画書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則別記様式第3）
- ・預金残高証明書
- ・資金借入又は融資証明書
- ・申請者が以下の点に該当しないことを誓約する書類（申請者が法人である場合は、その役員を含む。）

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可が取消され、その取り消しの日から5年を経過しない者

・申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等に該当しないことを誓約する書類（申請者が法人である場合は、その役員を含む。）

・申請者が個人の場合にあっては、所得税の納税証明書（直前1年分）

・申請者が法人の場合にあっては、以下の書類

ア 法人税及び法人事業税の納税証明書（直前1年分）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（直前1年分）

様式第9号（第4条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

工事施行者 住所
氏名

次のとおり申告します。

許可申請者氏名				
工事をする土地の所在地及び地番				
設立年月日	年	月	日	資本金 千円
法令による登録等				
従業員数	事務	技術	労務	計
	人	人	人	人
前年度納税額	法人税又は所得税 千円 法人事業税 千円			
主たる取引金融機関				
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名				

技術者略歴	職名	氏名		年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
				歳	年		
				歳	年		
				歳	年		
				歳	年		
宅地造成工事等施行経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号・年月日		完成年月
				m ²	第 年 月 日号	年 月	
				m ²	第 年 月 日号	年 月	
				m ²	第 年 月 日号	年 月	
				m ²	第 年 月 日号	年 月	
				m ²	第 年 月 日号	年 月	

注 1 工事施行者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。

3 添付書類

(法人の場合)

(個人の場合)

・登記事項証明書（原本）
 ・建設業許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
 ・工事を指揮・監督する技術者の資格証明書など
 ・事業経歴を証する書類（契約書の写し等）
 ・前年度分の納税証明書

・工事を指揮・監督する技術者の資格証明書など
 ・事業経歴を証する書類（契約書の写し等）
 ・前年度分の納税証明書

様式第10号（第6条関係）

沖縄県指令第 号

不許可通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました に関する工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可しません。
 第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。）

年 月 日

沖縄県知事

1 土地の所在地及び地番	
2 工事主の住所及び氏名	
3 不許可の理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（沖縄県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項
第34条第1項 の規定により協議します。

1 工事主の住所及び氏名	
2 設計者の住所及び氏名	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5 土地の面積	m ²
6 工事着手前の土地利用状況	
7 工事完了後の土地利用	
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無
ア 盛土又は切土の高さ	m
イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²
ウ 盛土又は切土の土量	切土 m ³
	盛土 m ³

10 工事 の 概 要	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				c m	m
				c m	m
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法				
	ケ 工事中の危険防止のための措置				
	コ その他の措置				
サ 工事着手予定年月日	年 月 日				
シ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ス 工程の概要					
11 その他必要な事項					
※受付欄			※協議に当たって付した条件		※協議番号欄
年 月 日					年 月 日
第 号					第 号
担当者名					担当者名

注 1 ※印のある欄は記入しない。

2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。

3 3 欄は、未定の場合は、工事着手前までに届け出ること。

4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）

6 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

8 不要な文字は、横線で消すこと。

9 添付書類

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第1項各号（第8号及び第9号を除く。）に掲げる書類
- ・沖縄県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類

様式第12号（第7条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項
第34条第1項 の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積		m ²
6	工事の目的		
7 工事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	キ	空地の設置	番号 空地の幅
			m
			m
			m
	ク	雨水その他地表水を有効に排除する措置	
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	コ	工事中の危険防止のための措置	
	サ	その他の措置	

シ	工事着手予定年月日	年	月	日
ス	工事完了予定年月日	年	月	日
セ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
※受付欄			※協議に当たって付した条件	

注 1 ※印のある欄は記入しない。

2 3 欄は、未定の場合は、工事着手前までに届け出ること。

3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

4 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

6 不要な文字は、横線で消すこと。

7 添付書類

・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 7 条第 2 項各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に掲げる書類

・沖縄県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 8 号までに掲げる書類

様式第13号（第 8 条、第13条関係）

協議成立通知書

殿

年 月 日
沖縄県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第 1 項（第16条第 3 項において準用する場合を含む。）
第34条第 1 項（第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり協議が成立しましたので通知します。

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主の住所及び氏名	
3	協議成立番号	
4	協議成立対象行為	協議・変更協議
		宅地造成又は特定盛土等・土石の堆積
5	条件	

注 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第14号（第9条関係）

工事着手届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^{第12条第1項} _{第30条第1項} の規定により許可を受けたので、工事の着手について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令第 号
2 工事着手年月日	年 月 日
3 工事完了予定年月日	年 月 日
4 工事施行者の住所及び氏名	
5 現場管理者の氏名及び連絡先	

注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 不要な文字は、横線で消すこと。

3 添付書類

- ・標識の設置状況を明らかにする写真
- ・工事の工程を示す書類
- ・緊急時連絡体制表
- ・防災計画書（1 ha以上のものに限る。）

様式第15号（第10条関係）

工事中止・再開・廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等に関する工事を中止（再開・廃止）したいので次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)
2 工事を（中止）している土地の所在地及び地番	
3 工事を中止（再開・廃止）しようとする理由	
4 工事進捗状況及び防災・安全対策措置の施行状況	

5 中止（廃止）後の責任者の職、 氏名、住所及び連絡先	
6 工事の中止（廃止）の完了時期	年 月 日

注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記入すること。

3 4 欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記入すること。

4 工事の中止期間においても、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は必要とすること。

5 不要な文字は、横線で消すこと。

6 添付書類

- ・緊急時連絡体制表
- ・現況平面図、現況断面図、防災措置平面図、防災措置詳細図
- ・着工前と廃止時の全景写真
- ・着工箇所の施工写真
- ・防災措置の施工写真
- ・（廃止時）許可証（原本） ※変更許可証含む

様式第16号（第12条関係）

軽微変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第2項 第35条第2項 の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 工事の許可番号 年 月 日 沖縄県指令 第 号
- 2 土地の所在及び地番
- 3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

注 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 内容が変更される書類及び変更の内容を証明する書類を添付すること。

3 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第17号（第13条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 の規定により変更協議しま
す。

1	工事主の住所及び氏名					
2	設計者の住所及び氏名					
3	工事施行者の住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)					
5	土地の面積 m^2					
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無					
10 工事の概要	ア	盛土又は切土の高さ m				
	イ	盛土又は切土をする土地の面積 m^2				
	ウ	切土	m^3			
		盛土	m^3			
	エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m	m
					m	m
					m	m
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					m	m
					m	m
					m	m
	カ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					$c\ m$	m
					$c\ m$	m
キ	崖面の保護の方法					
ク	崖面以外の地表面の保護の方法					
ケ	工事中の危険防止のための措置					

	コ その他の措置	
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	許可番号	
※受付欄		※協議に当たって付した条件

注 1 ※印のある欄は記入しない。

2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。

3 3 欄は、未定の場合は、工事着手前までに届け出ること。

4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）

6 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入すること。

8 協議書に添付した書類のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに、新旧を対照した図書を添付して提出すること。

9 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第18号（第13条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第 3 項において準用する第15条第 1 項
第35条第 3 項において準用する第34条第 1 項 の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	m ²

6	工事の目的			
7 工事の概要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				m
				m
				m
	ク	雨水その他地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危険防止のための措置		
	サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ス	工事完了予定年月日	年 月 日		
セ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号			
※受付欄			※協議に当たって付した条件	

注 1 ※印のある欄は記入しない。

2 3 欄は、未定の場合は、工事着手前までに届け出ること。

3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

4 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

6 協議書に添付した書類のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに、新旧を対照した

図書を添付して提出すること。

7 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第19号（第14条関係）

取下げ届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名

沖縄県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第14条の規定により届け出ます。

1 申請年月日	年 月 日 号
2 土地の所在地及び地番	
3 取下げ理由	

注 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第20号（第17条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事实施状況等について報告します。 第38条第1項

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 沖縄県指令 第 号			
4 報告年月日	第1回	第2回	第3回	第4回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

注 1 工事主が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

3 報告の時点における、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 8 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

4 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第21号（第17条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第 1 項 の規定により、土石の堆積に関する工事の実施状況等について報告します。
第38条第 1 項

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 沖縄県指令第 号			
4 報告年月日	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における土石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

注 1 工事主が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

3 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

4 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第22号（第19条関係）

宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項 第40条第1項 の規定により届け出た下記の工事について、次のとおり変更したいので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 工事をしている土地の面積	m ²
4 工事の種類	
5 変更事項	
6 変更理由	

注1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出書に添付した書類のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに、新旧を対照した図書を添付して提出すること。

3 不要な文字は、横線で消すこと。

様式第23号（第19条関係）

擁壁等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第3項 第40条第3項 の規定により届け出た下記の工事について、次のとおり変更したいので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 変更事項	
5 変更理由	

注1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出書に添付した書類のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに、新旧を対照した図書を添付して提出すること。

3 不要な文字は横線で消すこと。

様式第24号（第20条関係）

届出工事の完了届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名

第21条第1項・第3項

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項

の規定により届け出た工事が完了したので沖縄県宅

第40条第1項・第3項

地造成及び特定盛土等規制法施行細則第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 届出年月日	年 月 日
3 工事の種類	
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者の住所及び氏名	
6 備考	

注1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 5 欄の工事施行者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 不要な文字は、横線で消すこと。

4 添付書類

- ・土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- ・工事の施工状況を確認することができる写真
- ・その他知事が必要と認める図面等

様式第25号（第21条関係）

証明申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、以下の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることの証明を申請します。

1 申請目的	☐ 建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 ☐ 建築基準法第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 ☐ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）の認定
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 工事主の住所及び氏名	

4 許可年月日及び許可番号	年 月 日
5 添付書類（建築計画の概要）	☐ 位置図 ☐ 土地の平面図 ☐ 地図の写し ☐ その他（ ）

※	第 号 年 月 日
適合証明書 上記の計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項に適合していることを証明します。 沖縄県知事 印	

注 1 申請者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ※印のある欄は記入しないこと。

3 4 欄は、当該土地に係る宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく全ての許可（当初許可及び変更許可）について記入すること。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第48号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（平成17年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「住宅の建築」の次に「の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第 1 項又は第30条第 1 項の許可を要するものを除く。）」を加え、「又は建設」を「若しくは建設」に改め、「開発行為（」の次に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加える。

第14条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第29条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第 2 項の規定により同法第12条第 1 項の許可を受けたものとみなされ、又は同法第34条第 2 項の規定により同法第30条第 1 項の許可を受けたものとみなされた場合には、同法第49条の標識に次に掲げる事項を記載したものをもって前項の開発行為許可標識に代えることができる。

(1) 開発許可標識である旨の表示

(2) 開発区域に含まれる地域の名称

第16号様式中

工事監理者	住所及び氏名		を
	連絡場所	(電)	
	資格、免許等		
主任技術者	住所及び氏名		を
	連絡場所	(電)	
	資格、免許等		

工事施行者	住所及び氏名	
-------	--------	--

	資格、免許等		に
現場管理者	住所及び氏名		
	連絡場所	(電)	

改める。

第17号様式中

工事監理者の氏名		を
主任技術者の氏名		
工事予定期間		
検査済証の交付年月日及び番号	年 月 日第 号	

現場管理者の氏名		に改める。
工事予定期間		

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第354号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
伊是名第1加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字伊是名地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
伊是名第2加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字内花地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
伊是名第3加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名村字勢理客地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
伊是名第4加入区	伊是名漁業協同組合の地区のうち伊是名第1加入区から伊是名第3加入区までに係る地区を除く地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
本部加入区	本部漁業協同組合の地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
伊江加入区	伊江漁業協同組合の地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
恩納第1加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字瀬良垣地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
恩納第2加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字恩納及び谷茶地区	のり等養殖業（もずく養殖業）

恩納第 3 加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字富着及び前兼久地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
恩納第 4 加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字仲泊及び山田地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
恩納第 5 加入区	恩納村漁業協同組合の地区のうち恩納村字真栄田地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
宜野座第 1 加入区	宜野座村漁業協同組合の地区のうち宜野座村字宜野座地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
宜野座第 2 加入区	宜野座村漁業協同組合の地区のうち宜野座第 1 加入区に係る地区を除く地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
久米島加入区	久米島漁業協同組合の地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
八重山第 1 加入区	八重山漁業協同組合の地区のうち石垣市地区及び竹富町小浜地区	のり等養殖業（もずく養殖業）

沖縄県告示第355号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年9月29日から同年10月13日まで粟国村漁業組合事務所において縦覧に供する。

令和8年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 粟国村字浜130番地浜第2団地202号 上江洲盛市、粟国村字西375番地 新里勝彦
- 2 加入区 粟国加入区

沖縄県告示第356号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（請負代金内訳書及び工程表）」に改め、同条第1項中「基づいて、」の次に「請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び」を加え、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 4 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第3条の次に次の1条を加える。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下この条において同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
 - (3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
 - ア 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
 - イ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
 - ウ 下請負人が、再下請負人との間で、中央建設業審議会が定める建設工事標準下請契約約款第2条の2に規定する事項を含む契約を締結すること。
 - エ 受注者からの求めに応じて、ア及びイの規定による支払並びにウの規定による契約の締結をしたことに関する書面を提出すること。
- 4 発注者は、適正な労務費の確保等のため必要があると認めるときは、受注者に対し、相当の期間を定め、理由を付して、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
 - (1) 前項第1号及び第2号の規定による支払に関する書面
 - (2) 前項第3号の規定による契約の締結をしたことに関する書面
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。
第7条の2中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、令和8年10月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

沖縄県告示第357号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和8年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 区域の表示 別紙図面のとおり（「別紙図面」は、省略し、沖縄県ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp>）に掲載するほか、沖縄県土木建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 指定年月日 令和8年10月1日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県立学校校内LAN保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育DX推進課 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和8年7月23日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社国建システム 代表取締役社長 幸地長秀 那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 契約金額 58,865,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

企 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 調達する物品等の種類 企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 8 年 9 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと。
 - (5) プライバシーマーク又は I S M S 認証を有していること。
 - (6) ネットワーク機器等（ネットワーク通信機器類、ネットワーク通信機器類収納ラック、無停電電源装置、機器接続ケーブル類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売並びに U T P、光ファイバー等のケーブルを用いたローカルエリアネットワーク（以下「L A N」という。）構築又は運用に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (7) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合については、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 全ての構成員が、(1)から(5)までの要件を満たしており、1 以上の構成員が(6)の要件を満たすこと。
 - イ 各構成員の役割分担が明確であること。
 - ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)イに掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ ネットワーク機器等の賃貸及び販売並びに L A N 構築又は運用に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - キ 共同企業体として一般競争入札に参加する場合にあっては、協定書等の写し
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県企業局ホームページ（<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>）からダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企業局経営計画課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 2 階） 電話番号 098-894-2133

- (3) 申請書等の受付期間 令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）から同年 10 月 23 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 8 年 11 月 9 日（月曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県企業局が実施する企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等（以下「ネットワーク機器等」という。）賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和 8 年 9 月 29 日付け沖縄県公報定期第 5444 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 納入しようとするネットワーク機器等の証明書を令和 8 年 10 月 23 日（金曜日）午後 5 時までに 3 (2) の場所に提出し、ネットワーク機器等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びにネットワーク機器等に障害が発生した場合において、24 時間以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県企業局ホームページ（<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>）からダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）から同年 10 月 23 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企業局経営計画課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁2階) 電話番号098-894-2133
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和8年9月29日(火曜日)から同年11月9日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年11月9日(月曜日)午後2時
- (2) 場所 沖縄県企業局第2会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁12階)
- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年9月29日(火曜日)から同年11月9日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企業局経営計画課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和8年11月9日(月曜日)午前11時

- イ 方法 簡易書留郵便により 3 (2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of communication devices for the Okinawa Prefectural Government Enterprise Bureau Network as well as the application software. (This includes duties concerning installation and set-up.): 1 set
- (2) Bid due date and time
November 9, 2026 (Monday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on the day mentioned above.)
- (3) Bid opening
Date and Time: November 9, 2026 (Monday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 12th floor, the 2nd Conference Room
- (4) Division in charge
Management Planning Divison Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 81-98-894-2133

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
- 令和 8 年 9 月 29 日
- 沖縄県立宮古病院長 川 満 博 昭
- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里 427番地 1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 8 年 7 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 宮古ビル管理株式会社 代表取締役 根路銘康文 宮古島市平良字下里108番地の11平良港ターミナルビル 4 階
- 5 契約金額 61,143,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第 1 項第 8 号

収用委員会事項

- 沖縄県収用委員会告示第11号
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。
- 令和 8 年 9 月 29 日
- 沖縄県収用委員会
- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
----	----	----	-------	------------------

			登記簿	実測	
宜野湾市字喜友名下原	1352番 1	宅地	263. 16	263. 16	263. 16

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
合同会社K I 興産 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	8 分の 1
合同会社L J 設備 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	8 分の 1
合同会社K I 電設 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート B－5	8 分の 1
合同会社K I リフォーム 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－1	8 分の 1
合同会社L J 工業 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－2	8 分の 1
合同会社K I 商事 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－3	8 分の 1
合同会社K I 工業 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート C－1	8 分の 1
合同会社K I 設備 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート C－7	8 分の 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番 1 号	抵当権 平成23年 8 月 1 日第14646号 根抵当権 令和 3 年 4 月 19 日第6624号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月 13 日

沖縄県収用委員会告示第12号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする 土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
北中城村字比嘉西原	729番 1	山林	1, 210	1, 210. 92	1, 210. 92

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
合同会社 L J 設備 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	8 分の 1
合同会社 K I 商事 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－3	8 分の 1
合同会社 K I 電設 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート B－5	8 分の 1
合同会社 K I 設備 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート C－7	8 分の 1
合同会社 K I リフォーム 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－1	8 分の 1
合同会社 K I 工業 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート C－1	8 分の 1
合同会社 K I 興産 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	8 分の 1
合同会社 L J 工業 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－2	8 分の 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番 1 号	根抵当権 平成30年 5 月10日第8464号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月13日

沖縄県収用委員会告示第13号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする 土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
浦添市字城間城間原	479番 3	雑種地	399	399.62	399.62

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
合同会社 K I 興産 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	4 分の 1

合同会社K I 電設 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート B－5	4 分の 1
合同会社L J 工業 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－2	4 分の 1
合同会社K I 商事 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－3	4 分の 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番 1 号	根抵当権 平成30年 4 月27日第7953号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月13日

沖縄県収用委員会告示第14号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする 土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
浦添市字仲西外間門原	373番 1	雑種地	987	987. 12	987. 12

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
合同会社K I リフォーム 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート D－1	18分の 1
合同会社K I 工業 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート C－1	18分の 1
合同会社K I 設備 代表社員 喜友名一郎	北谷町字吉原100番地 4 サンセットアパート C－7	18分の 1
合同会社K T 工業 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号	6 分の 1
株式会社リサコーポレーション 代表取締役 垣花リサジーン	沖縄市園田三丁目 8 番13号	6 分の 1
株式会社L J 興産 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号 1 F	12分の 1
株式会社L J 建設 代表取締役 喜友名崇	沖縄市中央三丁目 8 番17号シティビューマンション 503	12分の 1

合同会社 K T 興産 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号	6 分の 1
合同会社 L J リフォーム 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	6 分の 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番 1 号	抵当権 平成23年 8 月 1 日第14646号 根抵当権 令和 3 年 4 月19日第6624号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月13日

沖縄県収用委員会告示第15号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月29日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする 土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字山里新川原	315番 3	雑種地	661	661.00	661.00

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
合同会社 L J 商事 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番 1 号	根抵当権 平成27年 2 月27日第3233号 平成30年 8 月24日第13074号 令和 3 年 4 月14日第5473号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月13日

沖縄県収用委員会告示第16号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月29日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字城間城間原	473番 1	雑種地	363	363.95	363.95

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
合同会社 L J 電設 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	3 分の 2
合同会社 L J 設備 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目 7 番 7 号	3 分の 1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番 1 号	根抵当権 平成30年 8 月 28 日 第15837号 令和 3 年 4 月 19 日 第6623号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月 13 日

沖縄県収用委員会告示第17号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月 29 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字城間東空寿	1834番 3	雑種地	159	159.00	159.00

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
合同会社 K T 電設 代表社員 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
----	----	-------

コザ信用金庫
理事長 喜友名勇

沖縄市上地二丁目10番1号

根抵当権

平成26年5月13日第9120号
平成30年8月28日第15836号
令和3年4月19日第6623号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和8年8月13日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地